

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 下水道課	
件 名	管路維持工事 (その3)	
契 約 内 容	既設管閉塞工 一式	
契 約 期 間	令和2年12月 2日 ~ 令和2年12月25日	
契 約 締 結 日	令和2年12月 1日	
契 約 相 手 方	中京開発株式会社	
契 約 金 額	495,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本工事は、宅地開発に伴い民地内に下水道管と思われる不明管が発見されたため、早急に不明管を閉塞する必要が生じた。そのため、緊急に対応が可能な業者を選定した。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 下水道課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	環境課	
件 名	都市美化センター排水処理設備ろ過材等取替工事	
契 約 内 容	都市美化センター排水処理設備のろ過材及びマンホールパッキンの取替	
契 約 期 間	令和2年10月8日～令和2年12月11日	
契 約 締 結 日	令和2年10月7日	
契 約 相 手 方	株式会社 東洋エンタープライズ	
契 約 金 額	396,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本工事の施工にあたっては、焼却施設を停止する必要があるため、可燃ごみの計画的な焼却処理の実施に支障が生じないように、迅速かつ確実な施工が要求される。 本工事で取替を行うろ過材及びマンホールパッキンが設置されているろ過機の製作メーカーである株式会社東洋エンタープライズは、ろ過機の構造等を熟知しており、本工事の施工を最も迅速かつ確実に実施できる事業者として認められるから。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 環境課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	環境課																									
件 名	都市美化センター1号炉・2号炉再燃焼室等耐火物補修工事																									
契 約 内 容	都市美化センター1号炉・2号炉再燃焼室等の耐火物の補修工事																									
契 約 期 間	令和2年10月23日～令和3年3月19日																									
契 約 締 結 日	令和2年10月22日																									
契 約 相 手 方	株式会社 川崎技研																									
契 約 金 額	24,200,000円																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	焼却炉の耐火物の補修については、最終工程で焼却炉の乾燥焚きを行い、新たに打設した耐火物を炉体にしっかりと定着させる必要があるが、乾燥焚きによる耐火物の定着の程度は、炉内の温度や炉内の流通空気量などにより大きく左右される。そのため、本工事の施工事業者に対しては、焼却施設全体の構造及び運転に関する制御を熟知していることが非常に強く要求される。 また、本工事の施工事業者を運転管理業務委託の受託事業者と同一の事業者にした場合には、万が一、本工事の施工に何らかの不都合があった場合においても、可燃ごみの焼却処理の実施に支障が生じないように、迅速かつ柔軟に対応することが可能になると考えられる。 上記の理由により、平成20年度竣工の大規模改修工事の設計・施工事業者であり、運転管理業務委託の受託事業者でもある株式会社川崎技研を本工事の契約相手方として選定した。 （※）上記記載の事項等を理由として、施設更新技術支援委託の受託者である第三者機関からも、株式会社川崎技研を本工事の施工事業者とすることを推奨する旨の意見があった。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 環境課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	環境課																									
件 名	都市美化センター破砕機ボディーライナー等取替工事																									
契 約 内 容	都市美化センター破砕機ボディーライナー、コーンライナー等取替工事																									
契 約 期 間	令和2年10月23日～令和3年3月19日																									
契 約 締 結 日	令和2年10月22日																									
契 約 相 手 方	極東開発工業 株式会社																									
契 約 金 額	24,200,000円																									
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>・本工事で施工する都市美化センターの粗大ごみ処理施設の破砕機のボディーライナー・コーンライナーの取替を行う際には、ハンマーヘッド、ハンマーアーム等を取外し、取付けが必要である。それらの部品の取り付け後の調整等の施工の良否は破砕機本体の処理能力に大きな影響を及ぼすため、本工事の施工事業者に対しては、本処理施設の破砕機の構造及び機能を熟知していることが非常に強く求められる。</p> <p>・極東開発工業株式会社は、本処理施設を設計・施工した事業者であり、また、施設の稼働当初から今日まで、継続的に点検や維持補修を実施してきた事業者であるため、同社が最も本処理施設の各設備について熟知している事業者であると考えらる。</p> <p>（※）上記記載の事項等を理由として、施設更新技術支援委託の受託者である第三者機関からも、極東開発工業株式会社を本工事の施工事業者とすることを推奨する旨の意見があった。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 環境課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	環境課																									
件 名	都市美化センター1号炉・2号炉灰シュート及び煙突入口部煙道補修工事																									
契 約 内 容	都市美化センター1号炉・2号炉灰シュート及び煙突入口部煙道補修工																									
契 約 期 間	令和2年12月17日～令和3年3月19日																									
契 約 締 結 日	令和2年12月16日																									
契 約 相 手 方	株式会社 川崎技研																									
契 約 金 額	9,240,000円																									
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>・都市美化センターの焼却施設は、各工程順に連続して配置された複数の設備が、一連の連続した処理を行うことにより、排出される排ガス・焼却主灰・飛灰等に含まれる有害物質の量を低減した可燃ごみの焼却処理を行うことが可能となるように設計及び施工がなされている。そのため、本工事の施工事業者に対しては、本工事で補修を行う灰シュート含む灰処理設備に関してはもちろんのこと、焼却施設全体の各設備に関して、それらの構造・性能・運転に関する制御等を熟知していることが非常に強く要求される。本工事は、灰シュートの補修工事で、既存の各設備の設計・施工事業者である、株式会社川崎技研に本工事の施工を行わせることによって、当該事業者は、本工事施工後の焼却施設全体としての性能を保証させることが可能になると考えられる。</p> <p>上記の理由により、平成20年度竣工の大規模補修工事の設計・施工事業者である、株式会社川崎技研を本工事の契約相手方として選定した。</p> <p>（※）上記記載の事項等を理由として、施設更新技術支援委託の受託者である第三者機関からも、株式会社川崎技研を本工事の施工事業者とすることを推奨する旨の意見があった。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 環境課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	環境課																									
件 名	都市美化センター焼却設備 2号バグフィルタ入口フードケーシング補修工事																									
契 約 内 容	都市美化センター焼却設備 2号バグフィルタ入口フードケーシング補修工																									
契 約 期 間	令和2年12月3日～令和2年12月25日																									
契 約 締 結 日	令和2年12月2日																									
契 約 相 手 方	株式会社 川崎技研																									
契 約 金 額	990,000円																									
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））		第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>・都市美化センターの焼却施設は、各工程順に連続して配置された複数の設備が、一連の連続した処理を行うことにより、排出される排ガス・焼却主灰・飛灰等に含まれる有害物質の量を低減した可燃ごみの焼却処理を行うことが可能となるように設計及び施工がなされている。そのため、本工事の施工事業者に対しては、本工事で補修を行うバグフィルタのダクト含む排ガス処理設備に関してはもちろんのこと、焼却施設全体の各設備に関して、それらの構造・性能・運転に関する制御等を熟知していることが非常に強く要求される。</p> <p>本工事は、焼却炉内の圧力の管理が可能になるようなバグフィルタのダクト補修が必要であるため、既存の各設備の設計・施工事業者である、株式会社川崎技研に本工事の施工を行わせることによって、当該事業者は、本工事施工後の焼却施設全体としての性能を保証させることが可能になると考えられる。</p> <p>上記の理由により、平成20年度竣工の大規模補修工事の設計・施工事業者である、株式会社川崎技研を本工事の契約相手方として選定した。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 環境課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 水道課	
件 名	楽田焼野給水管修繕	
契 約 内 容	楽田焼野の給水管が破損し、道路で漏水が発生しているため、道路を掘削して行う給水管の修繕。	
契 約 期 間	令和2年11月24日から令和3年1月29日	
契 約 締 結 日	令和2年11月24日	
契 約 相 手 方	共立水道(株)	
契 約 金 額	522,500円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	道路から漏水しており、一刻も早い修繕工事が必要であった。そういった状況の中で、迅速かつ適切な修繕工事を実施できる業者を選定したものであり、かつ予定価格が契約規則第24条別表に定める金額である。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先

都市整備部 水道課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	整備課																	
件 名	雨水排水路撤去工事（その2）内田西排水区																	
契 約 内 容	HP φ1800取壊し L=25.1m 排水路閉塞工 N=2箇所 土工 N=1式																	
契 約 期 間	令和2年12月16日～令和3年3月19日																	
契 約 締 結 日	令和2年12月15日																	
契 約 相 手 方	青協建設株式会社愛知支店																	
契 約 金 額	4,400,000円																	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	○ 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																	
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																	
第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																	
第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																	
○ 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																	
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																	
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																	
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	名鉄犬山ホテルの建替えに伴い、青協建設(株)愛知支店と契約している雨水排水路整備工事により雨水排水路の移設を現在行っている。本工事は移設した新雨水排水路の供用後に、旧雨水排水路を撤去するものであり、同一受注者に施工させる場合には、新雨水排水路と既設雨水排水路の接続後、同じ堀山を使用し撤去工を引き続き行うことができ、工期の短縮や合理的かつ適正な施工を確保することのほか、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等において設計額を安価に計上できる見込みであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付すことが不利と認められるとき）に該当するとし、青協建設(株)愛知支店と随意契約するものです。																	
その他特記事項																		

※ 本件についてのお問い合わせ先 整備課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	整備課																	
件 名	土地改良施設改修工事																	
契 約 内 容	排水路工L=26.0m																	
契 約 期 間	令和2年12月16日～令和3年3月26日																	
契 約 締 結 日	令和2年12月15日																	
契 約 相 手 方	名高土木株式会社																	
契 約 金 額	3,850,000円																	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	○ 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																	
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																	
第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																	
第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																	
○ 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																	
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																	
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																	
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	当該工事は、排水対策事業にて施工した排水路と、愛知県が行っている砂防流路を接続する工事であり、愛知県事業での関係地権者との協議が整ったため今年度に時期を併せて施工を行うものである。 施工については、隣接する排水路事業で借地している民地を当該工事施工にも必要であり、借地の条件で翌年の耕作が可能な時期に返却を条件としていることから、工程調整等に必要な期間を確保することができず、短期間で工事を完了する必要があるものである。																	
その他特記事項																		

※ 本件についてのお問い合わせ先 整備課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	整備課	
件 名	道路改良付帯工事 市道富岡荒井線	
契 約 内 容	排水構造物工 付帯工 構造物撤去工	N = 1 式 N = 1 式 N = 1 式
契 約 期 間	令和2年12月25日～令和3年3月19日	
契 約 締 結 日	令和2年12月24日	
契 約 相 手 方	株式会社青山組	
契 約 金 額	2,706,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	○ 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>当該工事は、株式会社青山組と契約している市道富岡荒井線道路改良工事（その2）（以下本工事）と同一工事箇所内（犬山市字番前地内）の付帯工事である。当該工事は、本工事により復旧が必要となる現況用水路及び民地構造物等を施工するものであり、本工事と一連の作業で施工する必要がある。</p> <p>よって、工期の短縮や合理的かつ適正な施工を確保することができるなどのことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付すことが不利と認められるとき）に該当するとし、株式会社青山組と随意契約するものです。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 整備課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	歴史まちづくり課																	
件 名	史跡東之宮古墳整備工事（史跡指定地外）																	
契 約 内 容	自然色As舗装表面処理工（ウォータージェット工法） 枕木階段修理工 グレーチング改良工（滑り止め対策） 樹木剪定工 支障木除伐工																	
契 約 期 間	令和2年12月28日～令和3年3月12日																	
契 約 締 結 日	令和2年12月25日																	
契 約 相 手 方	小島施設株式会社																	
契 約 金 額	4,490,200円																	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	○ 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																	
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																	
第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																	
第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																	
○ 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																	
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																	
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																	
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本工事は、小島施設株式会社と契約している史跡東之宮古墳整備工事（史跡指定地内）と近接する工事箇所における付帯工事であり、工事内容は既の実施する工事で使用する搬入搬出路における自然色アスファルト舗装の表面処理、史跡指定地外における樹木剪定等（国庫補助対象とならない工事）である。当工事で使用する搬入搬出路は既の実施する工事の搬入搬出路と同一であり、かつ搬入搬出路自体の舗装仕上げを実施するものであるため、工程管理上、同一受注者に施工させることが望ましく、また、これにより工期の短縮や合理的かつ適正な施工の確保につながり、共通仮設費、現場管理費、一般管理費などにおいて設計額で515,000円（税抜き）の減額となる。そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当するとし、随意契約するものである。																	
その他特記事項																		

※ 本件についてのお問い合わせ先 歴史まちづくり課